第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時開催場所

令和2年2月10日(月) 午後3時00分 岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣 ・ 椙下 信孝 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 林 明 ・ 中川美那子 ・ 江﨑 美咲 ・ 國井 忠男

松野 芳正

欠席委員

櫻井 宏・河田 均・森瀬 宏・江崎 和浩

古田
薫

議 長

栗本 恒雄

農地利用 最適化推 進委員 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 乗原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 髙橋 直美 ・ 田中 鉄男 辻 政廣 ・ 戸﨑 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事務局

内藤 浩二 明見 事務局長 副主幹 髙島 主査 則竹 邦彦 主査 高橋 伸和 主任主事 中山 瞳 主任主事 大嶽 紘代 主任主事 小栗 照之 主任主事 坂口由充加 議 案

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の 審議について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許 可申請の審議について

議案第9号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審 議について

議案第10号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出の受理の報告について

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地 転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和2年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中14名で過半数に達しておりま すので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者 を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号5番林安廣委員、議席番号6番椙下信孝委 員の両委員、よろしくお願いします。

議長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言いただきたいと思います。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、議案第7号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許 可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

申請明細1番、2番、長良地区からの申請は、所有権の移転で、 いずれも農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲 受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細3番、市橋地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第7号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の 皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、2番の長良地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主查

申請明細1番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

1月24日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は長良地区で水稲と果樹を中心栽培しており、機械も十分に保有しております。

今回の申請地では、梅を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

申請明細2番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

1月24日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に 現地立会いを行いました。 譲受人は長良地区で主に果樹を栽培しており、機械も十分に 保有しております。

今回の申請地では、柿を栽培する予定です。

また、地域の取り決めも十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番の市橋地区からの申請については、 永田昭三委員、説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人及び農業経営を廃 止する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買 するものです。

1月28日に農地最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は市橋地区で主に水稲と野菜を栽培しており、機械も十分に保有しております。

今回の申請地では、水稲を栽培する予定です。

また、地域の取り決めも十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願い たいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第8号農地法第5条第1項の規定による 農地転用許可申請の審議について、所有権の移転5件、使用貸借 による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、議案第8号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、4ページの第5条許可申請の総括表をご覧ください。

申請の合計は、件数が7件、面積は、10,781平方メートルです。 5ページをお願いします。

申請明細1番、三輪地区からの申請は、所有権移転により、資材置場及び駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10~クタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張にあたり、 その転用面積が既存施設の2分の1以下のため例外的に許可し得 るものです。

申請明細2番から5番、三輪地区からの申請は、所有権移転により、駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため例外的に許可し得る ものです。

この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、45ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺地図をご覧ください。転用される場所は北野北地内、 岐阜ファミリーパークテニスコートの西側に位置している農地で す。

6ページをお願いします。

申請明細6番、三輪地区からの申請は、使用貸借の設定により、 農家住宅に転用するものです。申請地は、おおむね10~クタール 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地 と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため例外的に許可し得るものです。

申請明細7番、網代地区からの申請は、使用貸借の設定により、

農家住宅に転用するものです。申請地は、おおむね 10 ヘクタール 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地 と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて 周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を 達成することができないため許可し得るものです。以上でござい ます。

議長

ただいま、議案第8号について事務局から説明を受けましたが、 5ページ2番から5番の三輪地区からの申請につきましては、現 地調査を行いました。

それでは、三輪地区の申請について、山口基治委員、説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、岐阜ファミリーパークの利用者用駐車場として 敷地を拡大するものです。

転用にあたり、1月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地調査を行い、申請地付近の農地、水路について、造成の際に土砂の流出が無いように管理することを確認しております。

地区農政推進委員会においても承知しており、許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第8号につきまして、何か御意見等ございましたら御発言 願います。

議長

御発言も無いようでございますので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第9号農地転用許可後の事業計画変更承 認申請の審議について、1件、以上を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、議案第9号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請であります。

8ページをお願いします。

申請明細1番、黒野地区の申請は、仮設現場事務所の一時転用期間延長の事業計画変更です。当初の申請では、一時転用期間は、平成30年12月から令和元年10月まででしたが、1回目の事業計画変更で、令和2年3月末まで、2回目の事業計画変更で、令和3年12月まで期間の延長申請がありました。期間延長の理由は、関連工事の工期延長により期間内の工事完了が困難になったためです。

なお、今回の事業計画変更にあたり、一時転用期間が、平成30年12月14日から令和3年12月13日までとなり、3年を超えません。以上でございます。

議長

ただいま、議案第9号について説明を受けましたが、何か御意 見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第10号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、議案第10号について説明いたします。

10ページをお願いします。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、383平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、

相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。以上でございます。

議長

ただいま、議案第 10 号について説明を受けましたが、何か御意 見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、報告第4号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、報告第4号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利 取得の届出です。今回の各地区別の届出は、12ページにございま す。

届出の合計は、件数が23件、面積は44,819.10平方メートルで す。以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定 による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、報告第5号について説明いたします。14ページを ご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括 表となります。

届出の合計は、件数が 25 件、面積は 15,334 平方メートルです。 明細は 15 ページから 21 ページに記載してございます。

以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定

による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主查

それでは、報告第6号について説明いたします。

23ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の異動、若しくは設 定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、件数が 80 件、面積は 49,202.30 平方メートルです。明細につきましては、24 ページから 44 ページとなっております。

以上、報告第4号から6号について、農地の権利取得及び市街 化区域内の農地転用につき、内容が適法であると認められたもの を、令和2年1月に農業委員会事務局規程に基づいて農業委員会 事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上でござ います。

議長

議案は以上になりますが、何かございますか。

議長

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時22分閉会を宣す。